

明治二十五年三月三十一日 日刊(日曜休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

大蔵省印刷局発行

## 省 令

○農林水産省令第三十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十三年六月十七日

農林水産大臣 佐藤 隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
別表一の四の項植物の欄中、「もも」の下に、「(ア)アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるサマーグランド種、スプリングレツド種、ファイアブライト種、フアンタジア種、メイグランド種及びレツドダイヤモンド種のネクタリンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。」を加え、同表の十三の項植物の欄中「むぎわら(つと、こもその他これに準ずる加工品を含む。及び)」を「おむぎ属植物、こむぎ属植物及びびらいむぎ属植物の某葉(つと、こもその他これに準ずる加工品を含む。以下この項において「むぎわら」という。)並びに」に改める。

### 附 則

この省令は、昭和六十三年六月二十日から施行する。